

生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ

2024年6月1日からの診療報酬改定に伴い「特定疾患療養管理料」の対象疾患から糖尿病、高血圧症、脂質異常症が「生活習慣病管理料(Ⅱ)」へ移行となります。

厚生労働省の指針に従い「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」のいずれかを主病で通院する患者さんには、個人に応じた療養計画書に基づいた指導が必須となります。

■対象となる患者さん

「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」いずれかが主病の方

■生活習慣療養計画書

患者さん個人に応じた療養計画書をお渡しします。

※初回のみ署名(サイン)をいただく必要がありますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

■開始時期 2024年6月1日(土)～

社会医療法人社団堀ノ内病院 病院長